

育英館大学障害学生支援基本指針

1. 基本理念

育英館大学（以下「本学」という）は、2016年4月に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」に基づいた「文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」に則り、グローバルな情報化の流れに即応できる実践力と地域文化の発展に寄与する高度な学術知識を備えた人材を育成することを目指した教育・研究活動を行うとともに、地域社会の持続可能な発展を担う広く市民に開かれた大学を目指すという理念に基づき、育英館大学障害学生支援基本指針（以下「本基本指針」という）を策定します。

本学は、本基本指針に基づき、教職員及び学生が障害などのある学生の修学支援を推進するとともに、障害などの有無にかかわらず、すべての学生が本学における教育研究その他の活動に参加できるように、個別に検討し、必要に応じた適切な支援を行うことで、より快適に学生生活を送れる環境を構築することを目指します。

2. 基本方針

◆修学機会の確保

障害などを理由として、教育活動もしくは各種サービスの提供を制限することのないよう、可能な限りの支援を行い、修学機会の確保に努めます。

◆修学環境の整備

障害などのある学生が安全かつ円滑に学生生活を送れるよう、キャンパスのバリアフリー化に配慮し、教育環境の整備に努めます。

◆支援体制

学内の関係部署及び学外の障害者支援の専門家と連携を密にし、障害などのある学生への多様かつ個別性が高い支援活動が円滑に進むよう、全学的な支援の確立を図ります。

◆支援内容の決定

学生本人または保護者からの支援要請に基づき、本学と相互理解を深めつつ、学生の困難の解決に向けた対話と合意の上で支援内容を決定します。また、必要に応じ、支援の改善を検討していきます。

◆障害への理解促進

学生及び教職員がより適切な障害者支援が行えるよう、研修やパンフレット等を通して、障害への理解の促進に努めます。